

何でもかんでも値上がり!



給料だけは  
上がらん!!



どうしよ、  
クリスマス?

年を越せるか...

12/17 (土)・18 (日)

午前 10 時～午後 7 時

# 年末 労働相談 ホットライン



# 06-6881-0110

# 06-6881-0781

電話設置場所：大阪市北区天満 1-6-8 六甲天満ビル 801

コロナや円安で物価高、給料だけは上がらず、職場は長時間&サービス残業ばかり。有給休暇は取れないし、人が減らされてノルマがきつい。余裕無くてギスギス、パワハラ・セクハラだらけ、メンタル病んでも休めない…。ボーナス出なかったらカードの支払いどうしよう? 会社に文句を言う? そんなことしたらシフト減らされるかも? クビになるも? 分煙にしてほしいというささやかなお願いさえ、言い出せない。それより会社はもつのか?

言い出しましょう、言いましょう! 労働組合(ユニオン)があれば! つくれば! 入れば!! 会社と交渉しましょう。ホットラインに電話してスッキリ年越しを♪



主催：管理職ユニオン・関西

/ 全日本建設運輸連帯労働組合関西ゼネラル支部

後援：大阪労働者弁護団

## ●社長が「クビだ！」と言ったら解雇になってしまうの？

→法律は「デタラメな理由での解雇はダメ」と言っています。解雇を撤回させることもできますが、裁判になったり…。労働組合に加入して交渉すれば、裁判になる前に解決する道もあります。

## ●「クビ」とは言われていないけど、辞める方向に追い詰められている…

→辞めたくなければ「辞めません」と言いましょ。退職届を書いてしまうと、自主退職扱いになり、雇用保険なども損をします。労働組合は「辞めたくない」という気持ちのバックアップをします。

## ●ウチの会社、いよいよ年末でヤバいみたい、未払いがいろいろあるけど

→賃金確保法という法律を使って国に建替えてもらう方法があります。法律で定められている部分だけでなく、労働組合が交渉して会社にいろいろ支払わせるようにした例もあります。

## ●同じ仕事をするのに、定年になったら給料ダダ下がり、なんとかならない？

→いくつもの労働組合が裁判をして、定年後に給料がガクンと下がるのを食い止める判決や判例を勝ち取りました。それが社会的な基準となってきています。

## ●会社の設備や備品を壊してしまった。全額弁償しないといけない？

→仕事で使うものなら、故障や破損前提のはず。よほど悪質なわざと壊したのでない限り、全面的に本人だけの責任にはできません。労働組合が会社と話し合っ、弁償額を値下げしたこともあります。ケガをしたら労災申請をしましょ。

## ●ウチの会社には労働組合が無い、あっても会社の言うなり…

→社内に無ければ外部の組合（ユニオン）に1人でも加入できます。職場の仲間を誘って社内で組合をつくることもできます。ユニオンはそのサポートをします。社内の組合に入りながら外部のユニオンにも加盟して会社と交渉する人もいます。

